

令和2年度

山形県の大气・水環境等の状況

令和3年6月

山 形 県

目 次

I 大気環境

- 1 令和2年度大気環境測定結果 (P1～P7)
- 2 令和2年度酸性雨測定結果 (P8)
- 3 令和2年度山形空港航空機騒音測定結果 (P8)

II 水環境

- 1 令和2年度公共用水域水質測定結果 (P9～P19)
- 2 令和2年度地下水水質測定結果 (P20～P23)

III ダイオキシン類

- 1 令和2年度環境中ダイオキシン類測定結果 (P25～P27)
- 2 令和2年度廃棄物焼却施設等の設置者による排ガス中等のダイオキシン類の測定結果 (P28)

令和2年度大気環境測定結果

1 測定内容

大気汚染防止法に基づき、県内の大気環境の状況を把握するため、一般環境大気測定局13局（県測定11局、山形市測定2局）及び自動車排出ガス測定局1局（山形市測定）を配置し、硫黄酸化物や窒素酸化物等を24時間測定し、常時監視している。

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められており、工業専用地域や臨港地区など人が通常生活していない地域を除いた全ての地域に適用される。

2 測定結果

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、重油や石炭などの化石燃料中の硫黄分が燃焼により酸化されてできるものであり、工場などが主な発生源である。

12局の測定を行った結果は、表-1のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成した。

表-1 二酸化硫黄の測定結果

単位：ppm

区分	市町村	測定局	令和2年度		令和元年度		環境基準
			測定値(注)	達成状況	測定値(注)	達成状況	
一般局	山形市	山形成沢西	0.001	○	—	—	1時間値の 1日平均値 0.04以下
	寒河江市	寒河江西根	0.001	○	0.001	○	
	村山市	村山楯岡笛田	0.001	○	0.001	○	
	米沢市	米沢金池	0.001	○	0.001	○	
	長井市	長井高野	0.001	○	0.001	○	
	酒田市	酒田若浜	0.001	○	0.001	○	
		酒田光ヶ丘	0.001	○	0.001	○	
		酒田上田	0.001	○	0.001	○	
	遊佐町	遊佐	0.001	○	0.001	○	
	庄内町	余目	0.001	○	0.001	○	
	鶴岡市	鶴岡錦町	0.001	○	0.001	○	
新庄市	新庄下田	0.001	○	0.001	○		

注) 測定値は、1時間値の1日平均値の年間2%除外値

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、空気中の窒素及び燃料中の窒素分が、燃焼により酸化されてできるものであり、発生源としては、工場のボイラーなどのほかに、自動車の占める割合も高い。

13局の測定を行った結果は、表-2のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成した。

表-2 二酸化窒素の測定結果

単位：ppm

区分	市町村	測定局	令和2年度		令和元年度		環境基準
			測定値(注)	達成状況	測定値(注)	達成状況	
一般局	山形市	山形成沢西	0.019	○	—	—	1時間値の 1日平均値 0.06以下
	寒河江市	寒河江西根	0.013	○	0.009	○	
	村山市	村山楯岡笛田	0.014	○	0.011	○	
	米沢市	米沢金池	0.021	○	0.013	○	
	長井市	長井高野	0.012	○	0.009	○	
	酒田市	酒田若浜	0.007	○	0.007	○	
		酒田光ヶ丘	0.006	○	0.006	○	
		酒田上田	0.003	○	0.003	○	
	遊佐町	遊佐	0.004	○	0.004	○	
	庄内町	余目	0.007	○	0.006	○	
	鶴岡市	鶴岡錦町	0.013	○	0.009	○	
新庄市	新庄下田	0.017	○	0.011	○		
自排局 (注2)	山形市	山形下山家 (国道13号沿線)	0.028	○	0.023	○	

注) 測定値は、1時間値の1日平均値の年間98%値

(3) 一酸化炭素(山形市測定)

一酸化炭素は、物の不完全燃焼により発生し、自動車排出ガスなどが主な発生源である。自動車排出ガス測定局1局で測定を行った結果、表-3のとおり環境基準を達成した。

表-3 一酸化炭素の測定結果

単位：ppm

区分	市町村	測定局	令和2年度		令和元年度		環境基準
			測定値(注)	達成状況	測定値(注)	達成状況	
自排局	山形市	山形下山家 (国道13号沿線)	0.6	○	0.4	○	1時間値の1日平均値 が10以下

注) 測定値は、1時間値の1日平均値の年間2%除外値

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粉じんのうち、その粒径が10 μ m以下のものをいい、工場のボイラーや焼却炉が主な発生源であるほか、砂塵など自然由来の物も含む。

13局の測定を行った結果は、表-4のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成した。

表-4 浮遊粒子状物質の測定結果

単位：mg/m³

区分	市町村	測定局	令和2年度		令和元年度		環境基準
			測定値(注)	達成状況	測定値(注)	達成状況	
一般局	山形市	山形成沢西	0.030	○	—	—	1時間値の 1日平均値 0.10以下
	寒河江市	寒河江西根	0.026	○	0.020	○	
	村山市	村山楯岡笛田	0.025	○	0.022	○	
	米沢市	米沢金池	0.026	○	0.023	○	
	長井市	長井高野	0.026	○	0.021	○	
	酒田市	酒田若浜	0.029	○	0.023	○	
		酒田光ヶ丘	0.031	○	0.034	○	
		酒田上田	0.027	○	0.026	○	
	遊佐町	遊佐	0.024	○	0.024	○	
	庄内町	余目	0.026	○	0.025	○	
鶴岡市	鶴岡錦町	0.025	○	0.027	○		
新庄市	新庄下田	0.027	○	0.026	○		
自排局	山形市	山形下山家 (国道13号沿線)	0.026	○	0.024	○	

注) 測定値は、1時間値の1日平均値の年間2%除外値

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、いわゆる光化学スモッグの原因とされているもので、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、紫外線により光化学反応し、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称である。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に高濃度になりやすい。高濃度になった場合、息苦しくなったり、目やのどにかゆみや痛みを感じたりする場合がある。

9局の測定を行った結果は、表-5のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成できなかった。

表－5 光化学オキシダントの測定結果

単位：ppm

区分	市町村	測定局	令和2年度				令和元年度				環境基準
			測定値 (注)	達成 状況	超過 日数	昼間の超 過時間数	測定値 (注)	達成 状況	超過 日数	昼間の超 過時間数	
一般局	山形市	山形成沢西	0.091	×	28	150	—	—	—	—	1時間値 0.06以下
		山形銅町	0.081	×	16	60	0.099	×	11	66	
	寒河江市	寒河江西根	0.086	×	34	180	0.085	×	13	83	
	村山市	村山楯岡笛田	0.081	×	21	85	0.094	×	31	171	
	米沢市	米沢金池	0.081	×	25	146	0.096	×	43	251	
	長井市	長井高野	0.087	×	38	249	0.101	×	49	296	
	酒田市	酒田若浜	0.090	×	36	245	0.102	×	49	337	
	鶴岡市	鶴岡錦町	0.090	×	35	222	0.107	×	45	339	
	新庄市	新庄下田	0.078	×	33	182	0.107	×	46	275	

注) 測定値は、昼間(5時～20時の15時間)の1時間値の最高値

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粉じんのうち、その粒径が2.5μm以下のものをいい、野焼きやボイラー、焼却炉等のばい煙を発生させる施設が発生源であるほか、大陸からの飛来の影響もある。

12局の測定を行った結果は、表－6のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成した。

表－6 微小粒子状物質の測定結果

単位：μg/m³

区分	市町村	測定局	令和2年度			令和元年度			環境基準
			測定値(注)		達成 状況	測定値(注)		達成 状況	
			1年 平均値	1日 平均値		1年 平均値	1日 平均値		
一般局	山形市	山形成沢西	7.5	21.7	○	—	—	—	1年平均値 15以下 かつ 1日平均値 35以下
		山形銅町	7.3	22.6	○	7.7	19.9	○	
	寒河江市	寒河江西根	5.5	18.8	○	4.7	15.0	○	
	村山市	村山楯岡笛田	6.0	19.4	○	4.4	16.1	○	
	米沢市	米沢金池	5.6	20.3	○	4.5	15.9	○	
	長井市	長井高野	5.7	20.1	○	4.7	15.4	○	
	酒田市	酒田若浜	6.8	17.7	○	6.2	17.6	○	
	遊佐町	遊佐	6.1	17.8	○	6.2	16.7	○	
	庄内町	余目	7.0	19.0	○	6.2	19.3	○	
	鶴岡市	鶴岡錦町	6.7	18.0	○	5.8	17.5	○	
新庄市	新庄下田	7.1	18.9	○	6.6	18.1	○		
自排局	山形市	山形下山家 (国道13号沿線)	7.0	20.7	○	6.4	17.6	○	

注) 1日平均値は、1時間値の1日平均値の年間98%値

(7) 有害大気汚染物質

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、健康リスクが高いと考えられる物質で優先的にモニタリング等の取組を行うこととされている物質（優先取組物質）23物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質及びその他15物質について測定を実施した。

① ベンゼン

1地点で測定を行った結果、表-7のとおり環境基準を達成した。

表-7 ベンゼンの測定結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定地点名	令和2年度		令和元年度		環境基準
	測定値(注)	達成状況	測定値(注)	達成状況	
酒田若浜	0.61	○	0.63	○	年平均値 3以下

注) 年平均値

② トリクロロエチレン

1地点で測定を行った結果、表-8のとおり環境基準を達成した。

表-8 トリクロロエチレンの測定結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定地点名	令和2年度		令和元年度		環境基準
	測定値(注)	達成状況	測定値(注)	達成状況	
酒田若浜	0.033	○	0.13	○	年平均値 130以下

注) 年平均値

③ テトラクロロエチレン

1地点で測定を行った結果、表-9のとおり環境基準を達成した。

表-9 テトラクロロエチレンの測定結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定地点名	令和2年度		令和元年度		環境基準
	測定値(注)	達成状況	測定値(注)	達成状況	
酒田若浜	0.036	○	0.037	○	年平均値 200以下

注) 年平均値

④ ジクロロメタン

1地点で測定を行った結果、表-10のとおり環境基準を達成した。

表-10 ジクロロメタンの測定結果

単位：μg/m³

測定地点名	令和2年度		令和元年度		環境基準
	測定値(注)	達成状況	測定値(注)	達成状況	
酒田若浜	1.2	○	0.62	○	年平均値 150以下

注) 年平均値

⑤ その他の有害大気汚染物質

優先取組物質のうち、環境基準が設定されていない15物質の測定結果は表-11のとおりであり、健康リスクの低減を図るための指針値が定められている物質については、全て指針値を下回っていた。なお、指針値が定められていない物質については、令和元年度の全国平均と同程度又はそれ以下であった。

表-11 その他の有害大気汚染物質の測定結果

単位：μg/m³

有害大気汚染物質名	測定地点名	令和2年度測定値(注)	令和元年度測定値(注)	指針値(年平均値)	令和元年度全国調査年平均値※
アクリロニトリル	酒田若浜	0.018	0.022	2以下	0.049
塩化ビニルモノマー	酒田若浜	0.016	0.012	10以下	0.035
クロロホルム	酒田若浜	0.19	0.20	18以下	0.21
1,2-ジクロロエタン	酒田若浜	0.18	0.15	1.6以下	0.14
1,3-ブタジエン	酒田若浜	0.034	0.023	2.5以下	0.081
水銀及びその化合物	酒田若浜	0.0016	0.0015	0.040以下	0.0018
ニッケル化合物	酒田若浜	0.00058	0.0028	0.025以下	0.0027
	東根若木	0.00047	—		
ヒ素及びその化合物	酒田若浜	0.0012	0.0022	0.006以下	0.00097
	東根若木	0.00062	—		
マンガン及びその化合物	酒田若浜	0.0046	0.013	0.140以下	0.018
	東根若木	0.024	—		
アセトアルデヒド	酒田若浜	0.81	1.0	120以下	2.1
ホルムアルデヒド	酒田若浜	1.4	1.9	—	2.5
塩化メチル	酒田若浜	1.5	1.4	94以下	1.4
トルエン	酒田若浜	1.1	1.1	—	6.0
ベリリウム及びその化合物	酒田若浜	0.0000085	0.000015	—	0.000016
	東根若木	0.000012	—		
クロム及びその化合物	酒田若浜	0.00055	0.0011	—	0.0040
	東根若木	0.0027	—		

注) 年平均値

※ 全国調査年平均値は一般環境の値

3 今後の対応

- (1) 光化学オキシダントは、県内でも窒素酸化物と揮発性有機化合物等を主な原因物質として二次的に生成するほか、県外からの移流が考えられている。主な原因物質の発生源であるばい煙発生施設や揮発性有機化合物排出施設について、立入検査や排ガス検査を通して、排出基準の遵守及び排出量の削減を指導していく。
- (2) 大気汚染状況については、引き続きホームページによる県民への情報提供を行い、多くの県民が閲覧するよう周知・啓発を行う。

また、汚染物質の濃度が上昇した場合、県民に対し注意報発令や注意喚起を行い、屋外での激しい運動の自粛や自動車の使用自粛、工場におけるばい煙の排出の削減等を要請するなどの対応を実施することから、市町村、関係機関等との通報訓練や情報交換を行い、連携を図っていく。

令和2年度酸性雨測定結果

1 測定内容

酸性雨は、水素イオン濃度 (pH) が 5.6 以下の雨を指し、石炭や石油などの燃焼に伴って発生する硫酸化物や窒素酸化物が原因といわれている。また、酸性雨は全国的に観測されており、国境を越える地球規模の環境問題となっている。

本県の酸性雨の状況を把握するため、村山市において年間を通し降雨 (降雪を含む) の pH、電気伝導率 (EC) 等の測定を行った。

2 測定結果

令和2年度の降雨 (降雪) の pH 年平均値は、表-1 のとおり村山市が 5.12 で酸性雨であった。

全国平均値の 4.93 (環境省越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング「令和元年度酸性雨調査結果」から引用) に比べると値は高く、酸性度は弱い状況であった。

表-1 酸性雨の pH 年平均値の経年変化

調査地点	H27	H28	H29	H30	R1	R2 注)
村山市	4.88	4.95	4.94	5.01	5.10	5.12 (4.71~6.49)

注) (~) は、最小~最大

3 今後の対応

ホームページによる県民への情報提供を行い周知・啓発に努めていく。

令和2年度山形空港航空機騒音測定結果

1 測定内容

山形空港における「航空機騒音に係る環境基準」の達成状況を把握するため、令和2年度に山形空港周辺地域の4地点で航空機騒音の測定を行った。

2 測定結果

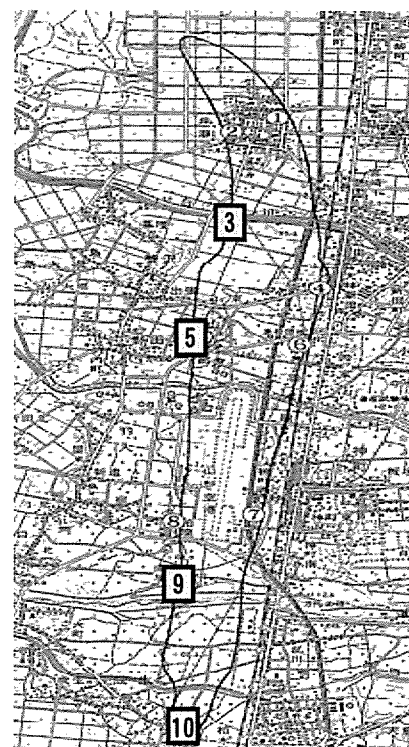
結果は表-1 のとおり 42~47 デシベルであり、すべての地点で環境基準 (62 d B) を達成した。

表-1 山形空港航空機騒音測定結果 (単位: d B)

測定地点	3	5	9	10	環境基準
結果 (L den)	42	43	47	45	62

3 今後の対応

航空機の飛行経路に変更が生じていることから、変更後の飛行経路に即した騒音測定を行い、環境基準の達成状況を把握していく。



令和2年度公共用水域水質測定結果

1 測定内容

水質汚濁防止法に基づき、表-1及び表-2の58河川77地点、9湖沼9地点及び2海域12地点、合計98地点において、山形県、国土交通省及び山形市が分担して水質測定を行った。

水質測定項目は、表-3の生活環境の保全に関する環境基準が定められている12項目（以下「生活環境項目」という。）、人の健康の保護に関する環境基準が定められている26項目（以下「健康項目」という。）、その他、要監視項目等8項目とした。

生活環境項目は、水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して指定する水域ごとに、達成すべき環境基準を当てはめ（類型指定）、環境基準の達成の評価を行うこととされており、有機性汚濁の指標であるBOD等の一般項目については56水域（河川50、湖沼1、海域5）、水生生物の保全等に関する項目については11水域（河川11）の類型を指定している。

また、健康項目の環境基準は、全ての公共用水域に適用される。

なお、要監視項目等については、指針値等が定められている。

表-1 水域別測定地点数

水域名	水域数		地点数
最上川本川	1 河川	2 水域	10
最上川支川	38 河川	40 水域	46
赤川本川	1 河川	1 水域	3
赤川支川	4 河川	4 水域	4
その他河川	14 河川	14 水域	14
湖沼	9 湖沼	9 水域	9
海域	2 海域	7 水域	12
合計	河川61、湖沼9、海域7の77水域		98

表-2 調査機関別測定地点数

水域名	国土交通省	山形県	山形市	計
河川	18	50	9	77
湖沼	4	4	1	9
海域	—	12	—	12
合計	22	66	10	98

表-3 水質測定項目

分類	項目数	項目名
生活環境項目	12	pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS
健康項目	26	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
要監視項目	3	フェントロチオン、イソプロチオラン、ダイアジノン
特殊項目	3	銅、溶解性鉄、溶解性マンガン
その他項目	2	プレチラクロール、トリハロメタン生成能

2 測定結果

(1) 生活環境項目（一般項目）

①環境基準達成状況等

BOD又はCODを測定している71水域の測定結果は、表－4のとおりであった。

そのうち類型指定している56水域のBOD及びCODの環境基準の達成状況^{*1}は、表－4及び表－5のとおりであり、55水域で環境基準を達成したが、新井田川1水域で環境基準を達成しなかった。なお、環境基準補助地点は、評価しないため達成状況を「－」としている。

表－4 環境基準の達成状況等（一般項目）

(河川)

単位:mg/L

水系	水域名	類型 ^{*2}	環境基準値	測定地点 (所在地)	令和2年度		令和元年度	
					BOD75%値	達成状況	BOD75%値	達成状況
最上川	最上川上流 (鬼面川との合流点から上流)	A	2	糠野目橋 (高島町糠野目)	1.4	○	1.2	○
				新田橋 (米沢市上新田)	0.7	—	0.7	—
	最上川中・下流 (鬼面川合流点より下流)	A	2	長井橋 (長井市小出)	1.7	○	1.0	○
				碁点橋 (村山市河島)	1.8		1.1	
				両羽橋 (酒田市落野目)	0.7		0.6	
				長崎大橋 (中山町長崎)	0.9	—	0.9	—
				谷地橋 (河北町谷地)	1.3	—	0.8	—
				堀内橋 (舟形町堀内)	1.0	—	0.9	—
				高屋 (戸沢村古口)	0.7	—	0.7	—
				砂越 (庄内町榎木)	0.8	—	0.7	—
	羽黒川(全域)	A	2	羽黒川橋 (米沢市川井)	0.7	○	0.7	○
堀立川(全域)	B	3	芦付橋 (米沢市中田町)	1.0	○	1.1	○	
天王川(全域)	A	2	天王川橋 (米沢市下新田)	0.8	○	0.8	○	
鬼面川(全域)	A	2	吉島橋 (川西町下平柳)	0.8	○	0.6	○	
犬川(全域)	B	3	犬川橋 (川西町東大塚)	0.9	○	1.2	○	
屋代川(全域)	A	2	屋代橋 (高島町深沼)	0.8	○	0.7	○	
吉野川(全域)	B	3	築場橋 (高島町夏茂)	1.8	○	1.9	○	
置賜白川(全域)	A	2	白川橋 (長井市時庭)	0.9	○	0.7	○	
置賜野川(全域)	A	2	野川橋 (長井市成田)	0.7	○	0.5	○	

水系	水域名	類型※2	環境基準値	測定地点 (所在地)	令和2年度		令和元年度	
					BOD75%値	達成状況	BOD75%値	達成状況
最上川	前川 (全域)	B	3	泉川橋 (上山市泉川)	1.4	○	0.6	○
	須川 (全域)	B	3	落合橋 (天童市寺津)	1.4	○	1.3	○
				睦合橋 (山形市蔵王成沢)	1.1	—	<0.5	—
	本沢川 (全域)	A	2	台谷柏橋 (山形市谷柏)	0.8	○	<0.5	○
	村山高瀬川 (全域)	A	2	十文字橋 (山形市十文字)	1.2	○	<0.5	○
	馬見ヶ崎川 (全域)	A	2	白川橋 (山形市成安)	1.4	○	0.5	○
				妙見寺 (山形市妙見寺)	0.7	—	<0.5	—
	寒河江川上流 (高瀬橋より上流)	AA	1	高瀬橋 (西川町間沢)	<0.5	○	0.6	○
	寒河江川下流 (高瀬橋より下流)	A	2	溝延橋 (河北町溝延)	0.5	○	0.9	○
	村山野川 (全域)	A	2	最上川合流前 (東根市野田)	1.9	○	1.2	○
	大旦川	B	3	河島橋 (村山市河島)	1.4	○	1.4	○
	丹生川 (全域)	A	2	丹生川大橋 (大石田町岩ヶ袋)	0.7	○	0.5	○
	最上小国川 (全域)	A	2	舟形橋 (舟形町舟形)	<0.5	○	<0.5	○
	銅山川 (全域)	A	2	通橋 (大蔵村清水)	<0.5	○	<0.5	○
	新田川 (全域)	A	2	内川橋 (新庄市本合海)	0.6	○	1.0	○
	升形川 (全域)	B	3	升形橋 (新庄市升形)	1.3	○	1.7	○
	鮭川上流 (真室川合流点より上流)	AA	1	八千代橋 (真室川町大沢)	<0.5	○	<0.5	○
	鮭川下流 (真室川合流点より下流)	A	2	戸沢橋 (戸沢村名高)	0.6	○	<0.5	○
	立谷沢川 (全域)	A	2	東雲橋 (庄内町清川)	<0.5	○	<0.5	○
	相沢川 (全域)	A	2	宝永橋 (酒田市相沢)	0.5	○	0.6	○
藤島川 (全域)	A	2	昭和橋 (酒田市広野)	1.6	○	1.3	○	
京田川 (全域)	A	2	亀井橋 (酒田市広野)	1.9	○	2.0	○	
貴船川			貴船川橋 (山形市船町)	2.6		1.5		
逆川			逆川橋 (山形市中野)	31		17		
立谷川			山寺橋 (山形市山寺)	0.7		<0.5		
			灰塚橋 (山形市灰塚)	2.0		1.7		

水系	水域名	類型※2	環境基準値	測定地点 (所在地)	令和2年度		令和元年度	
					BOD75%値	達成状況	BOD75%値	達成状況
最上川	沼川			最上川合流前 (寒河江市日田)	3.8		2.8	
	倉津川	A	2	窪野目橋 (天童市窪野目)	1.4	○	1.2	
赤川	梵字川(全域)	A	2	立岩橋 (鶴岡市下名川)	0.7	○	0.6	○
	赤川(全域)	A	2	東橋 (鶴岡市東岩本)	<0.5	○	<0.5	○
				蛾眉橋 (三川町横山)	0.7		0.7	
				新川橋 (酒田市浜中)	0.7		0.8	
	内川(全域)	B	3	西三川橋 (鶴岡市大宝寺町)	1.4	○	0.8	○
	青竜寺川(全域)	A	2	青山橋 (三川町青山)	1.3	○	1.1	○
	大山川(全域)	B	3	観山橋 (鶴岡市面野山)	1.8	○	2.0	○
その他	月光川(全域)	A	2	菅里橋 (遊佐町菅里)	1.2	○	0.8	○
	洗沢川(全域)	A	2	吹浦橋 (遊佐町吹浦)	1.6	○	0.7	○
	荒瀬川(全域)	A	2	八幡橋 (酒田市市条)	1.1	○	0.6	○
	日向川(全域)	A	2	日向橋 (酒田市徳積)	0.8	○	0.6	○
	新井田川(全域)	B	3	浜田橋 (酒田市東栄町)	4.5	×	2.7	○
	五十川(全域)	A	2	古四王橋 (鶴岡市五十川)	0.8	○	<0.5	○
	豊川	A	2	豊橋 (酒田市豊里)	1.9	○	0.9	○
	小牧川			中島橋 (酒田市若竹町)	2.6		2.1	
	温海川(全域)	A	2	温海橋 (鶴岡市温海)	0.9	○	0.8	○
	庄内小国川(全域)	A	2	岩川橋 (鶴岡市岩川)	0.9	○	<0.5	○
	鼠ヶ関川(全域)	A	2	蓬莱橋 (鶴岡市鼠ヶ関)	0.9	○	0.5	○
	横川(全域)	B	3	荒川合流前 (小国町増岡)	0.5	○	0.5	○
	玉川(全域)	A	2	荒川合流前 (小国町玉川)	<0.5	○	<0.5	○
	荒川(全域)	A	2	赤芝発電所 (小国町玉川)	<0.5	○	<0.5	○

注) 令和元年度に最上川水系の倉津川(窪野目橋)にA類型(環境基準値2)を指定し、令和2年度から環境基準の達成状況を評価しました。

(湖沼)

単位:mg/L

水域名	類型※2	環境基準値	測定地点 (所在地)	令和2年度		令和元年度	
				COD75%値	達成状況	COD75%値	達成状況
寒河江ダム貯水池 (全域)	A	3	ダムサイト (西川町砂子関)	2.7	○	2.8	○
水窪ダム貯水池			ダムサイト (米沢市三沢)	2.9		3.0	
綱木川ダム貯水池			ダムサイト (米沢市築沢)	1.9		1.9	
白川ダム貯水池			ダムサイト (飯豊町高峰)	2.2		3.5	
長井ダム貯水池			ダムサイト (長井市平野)	2.5		2.5	
蔵王ダム貯水池			ダムサイト (山形市上宝沢)	2.4		2.2	
神室ダム貯水池			ダムサイト (金山町有屋)	3.3		4.0	
田沢川ダム貯水池			ダムサイト (酒田市山元)	3.7		4.2	
月山ダム貯水池			ダムサイト (鶴岡市上名川)	1.9		2.5	

(海域)

単位:mg/L

水域名	類型※2	環境基準値	測定地点 (所在地)	令和2年度		令和元年度	
				COD75%値	達成状況	COD75%値	達成状況
酒田港 (第1区域)	B	3	No.6	1.8	○	2.7	○
酒田港 (第2区域)	B	3	No.5	2.1	○	2.6	○
			No.4	1.8	—	2.8	—
酒田港 (第3区域)	B	3	No.2	2.6	○	3.2	×
			No.1	2.8	—	3.2	—
酒田港 (第4区域)	B	3	No.7	1.8	○	2.8	○
			No.9	2.2		2.3	
			No.8	2.1	—	2.4	—
酒田港 (第5区域)	B	3	No.11	2.2	○	2.4	○
酒田港 (酒田港)			No.13	1.2		2.1	
日本海沿岸			No.18	1.6		2.2	
			No.19	1.5		2.2	

※1) BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価

類型指定された水域におけるBOD及びCODの環境基準の達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値(75%値)」が当該水域にあてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと評価する。

75%水質値 (75%値) ... 年間の日間平均値の全測定値を小さい順に並べ、 $n \times 0.75$ 番目 (n は日間平均値の測定値の数) の測定値をもって 75%水質値 (75%値) とする。($n \times 0.75$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値とする。)

複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと評価する。

※2) 類型と基準値 (県該当のみ抜粋)

生活環境の保全に関する環境基準

河川 (湖沼を除く) ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全等	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1 級、水浴等	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級 等	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水 1級等	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

湖沼 ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1 級、自然環境保全等	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級、水産 2級、水浴等	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

海域 ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級、水浴、 自然環境保全等	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用水 等	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されない こと。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

表-5 環境基準の達成率（一般項目）

区分	指定 類型	令和2年度		年度別 達成率 (%) の推移				
		適用 水域数	達成 水域数	R 2	R 1	H30	H29	H28
河川 (BOD)	AA	2	2	100	100	100	100	100
	A	37	37	100	100	100	100	100
	B	11	10	90.9	100	100	100	100
	C	-	-	-	-	-	-	-
	小計	50	49	98.0	100	100	100	100
湖沼 (COD)	A	1	1	100	100	100	100	100
	小計	1	1	100	100	100	100	100
海域 (COD)	A	-	-	-	-	-	0	0
	B	5	5	100	80.0	100	100	100
	小計	5	5	100	80.0	100	60.0	60.0
合計		56	55	98.2	98.2	100	96.2	96.2

②BODが低い河川、BODが高い河川

県内のBODが低い河川、BODが高い河川は、表-6のとおりである。BODが低い河川は、工場排水や生活排水などの影響が少ない河川であり、一方、BODが高い河川は、都市部を流れる中小河川となっている。

表-6 BODが低い河川、BODが高い河川

BODが低い河川

単位：mg/L

令和2年度			令和元年度		
BOD 平均値	河川名	所在地	BOD 平均値	河川名	所在地
<0.5	立谷沢川	庄内町	<0.5	馬見ヶ崎川 (妙見寺)	山形市
	玉川	小国町		立谷川 (山寺橋)	山形市
0.5	寒河江川 (高瀬橋)	西川町	0.5	立谷沢川	庄内町
	寒河江川 (溝延橋)	河北町		置賜野川	長井市
	鮭川 (八千代橋)	真室川町		須川 (睦合橋)	山形市
	赤川 (東橋)	鶴岡市		本沢川	山形市
	横川	小国町		村山高瀬川	山形市
				銅山川	大蔵村
		鮭川 (八千代橋)		真室川町	
		鮭川 (戸沢橋)		戸沢村	
		赤川 (東橋)		鶴岡市	
		横川		小国町	
		玉川		小国町	
		荒川		小国町	

BODが高い河川

単位：mg/L

令和2年度			令和元年度		
BOD 平均値	河川名	所在地	BOD 平均値	河川名	所在地
24	逆川	山形市	14	逆川	山形市
3.7	新井田川	酒田市	2.8	新井田川	酒田市
3.1	沼川	寒河江市	2.4	沼川	寒河江市

(2) 生活環境項目（水生生物保全項目）

水生生物保全に係る項目を測定している11水域における測定結果は、表-7のとおりであり、全ての水域で環境基準を達成した。

表-7 環境基準の達成状況等（水生生物保全項目）

(河川)		単位:mg/L					
水系	水域名	類型※	測定地点 (所在地)	全亜鉛 (年平均値)	ノニルフェノール (年平均値)	LAS (年平均値)	達成状況
最上川	最上川 (全域)	生物A	糠野目橋 (高島町糠野目)	0.006	<0.00006	0.0017	○
			基点橋 (村山市河島)	0.024	<0.00006	0.0010	
			両羽橋 (酒田市落野目)	0.007	<0.00006	<0.0006	
	鬼面川 (全域)	生物A	吉島橋 (川西町下平柳)	0.008	<0.00006	0.0007	○
	置賜白川 (全域)	生物A	白川橋 (長井市時庭)	0.003	<0.00006	0.0006	○
	寒河江川 (全域)	生物A	溝延橋 (河北町溝延)	0.013	<0.00006	<0.0006	○
	丹生川 (全域)	生物A	丹生川大橋 (大石田町岩ヶ袋)	0.003	<0.00006	<0.0006	○
	最上小国川 (全域)	生物特A	舟形橋 (舟形町舟形)	0.005	<0.00006	<0.0006	○
鮭川 (全域)	生物A	戸沢橋 (戸沢村名高)	0.003	<0.00006	<0.0006	○	
その他	月光川 (全域)	生物A	菅里橋 (遊佐町菅里)	0.007	<0.00006	0.0007	○
	日向川 (全域)	生物A	日向橋 (酒田市穂積)	0.002	<0.00006	<0.0006	○
	赤川 (全域)	生物A	新川橋 (酒田市浜中)	0.006	<0.00006	<0.0006	○
	荒川 (全域)	生物A	赤芝発電所 (小国町玉川)	0.002	<0.00006	<0.0006	○

※) 類型と基準値

生活環境の保全に関する環境基準（河川）イ

単位: mg/L

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS (直鎖アルキルベンゼン ルン酸及びその塩)
生物特A	生物Aの水域のうち、産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05

(3) 健康項目

56地点(河川44、湖沼9、海域3)で測定を行った結果、背坂川のカドミウムの濃度が環境基準値を超過したが、その他の地点では環境基準を達成した。

測定地点	
(河川)	最上川上流(新田橋、糠野目橋)、最上川中・下流(長井橋、基点橋、堀内橋、高屋、砂越、両羽橋)、堀立川(芦付橋)、太田川(山梨沢)、鬼面川(大樽橋、吉島橋)、犬川(犬川橋)、屋代川(屋代橋)、吉野川(長畑橋、築場橋)、置賜白川(白川橋)、置賜野川(野川橋)、前川(泉川橋)、須川(嘉平橋、睦合橋、落合橋)、逆川(逆川橋)、馬見ヶ崎川(白川橋)、立谷川(灰塚橋)、間沢川(間沢川橋)、海味川(海味沢一号橋)、熊野川(木戸口橋)、寒河江川下流(溝延橋)、オソミヤ川(オソミヤ橋)、背坂川(第1利水点)、最上小国川(舟形橋)、新田川(内川橋)、升形川(升形橋)、鮭川下流(戸沢橋)、京田川(亀井橋)、月光川(菅里橋)、日向川(日向橋)、新井田川(浜田橋)、赤川(蛾眉橋、新川橋)、大山川(観山橋)、横川(荒川合流前)、荒川(赤芝発電所)
(湖沼)	水窪ダム貯水池(ダムサイト)、綱木川ダム貯水池(ダムサイト)、白川ダム貯水池(ダムサイト)、長井ダム貯水池(ダムサイト)、蔵王ダム貯水池(ダムサイト)、寒河江ダム貯水池(ダムサイト)、神室ダム貯水池(ダムサイト)、田沢川ダム貯水池(ダムサイト)、月山ダム貯水池(ダムサイト)
(海域)	酒田港(第2区域)(No.4、No.5)、日本海沿岸(No.19)
※ 下線の地点は、健康項目のみ測定している地点	

なお、カドミウムについては、平成23年度に環境基準値が0.01mg/Lから0.003mg/Lに引き下げられており、超過した背坂川については、表-8のとおり同程度の濃度レベルで推移している。

表-8 カドミウムの測定結果(基準値改正後に超過した河川)

単位: mg/L(年平均値)

年度 河川名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
背坂川	0.0052	0.0034	0.0035	0.0038	0.0034	0.0034	0.0036	0.0035	0.0032
間沢川	0.0021	0.0018	0.0024	0.0021	0.0021	0.0023	0.0024	0.0032	0.0026
海味川	0.0036	0.0019	0.0012	0.0011	0.0013	0.0012	0.0013	0.0016	0.0008
環境基準値	0.003								

(4) 農薬の調査結果

農薬による水質汚濁の監視は、使用実態や検出状況などを踏まえ、河川への影響が懸念される4項目について行った。水田地帯を流下する10河川の10地点で測定を行った結果、表-9のとおり、全ての地点で指針値を下回った。

表－9 農薬の測定結果

単位：mg/L

項目分類		要監視項目			その他の項目
農薬名 (指針値)		ダイアジノン (0.005)	フェニトロチオン (0.003)	インプロチオラン (0.04)	プレチラクトール (0.04)
犬川	犬川橋	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0001
吉野川	築場橋	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0001
寒河江川	溝延橋	<0.0005	<0.001	<0.001	0.0001
最上小国川	舟形橋	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0001
升形川	升形橋	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0001
京田川	亀井橋	<0.0005	<0.001	<0.001	0.0008
月光川	菅里橋	<0.0005	<0.001	<0.001	0.0002
日向川	日向橋	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0001
新井田川	浜田橋	<0.0005	<0.001	<0.001	0.0031
荒川	赤芝発電所	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0001

※農薬4項目について年1回測定

(5) トリハロメタン生成能

水道水源となっている河川及び湖沼のトリハロメタン生成能を把握するため、11地点において測定を行った結果、表－10のとおりであった。

(参考：総トリハロメタンの水道水質基準 (0.1mg/L(厚生労働省令))

表－10 トリハロメタン生成能の測定結果

単位：mg/L

地点名		測定値(平均値)	地点名		測定値(平均値)
最上川	長崎大橋	0.033	田沢川ダム貯水池	ダムサイト	0.070
最上川	砂越	0.033	月山ダム貯水池	ダムサイト	0.041
白川ダム貯水池	ダムサイト	0.029	綱木川ダム貯水池	ダムサイト	0.021
水窪ダム貯水池	ダムサイト	0.045	長井ダム貯水池	ダムサイト	0.034
蔵王ダム貯水池	ダムサイト	0.025	寒河江ダム貯水池	ダムサイト	0.026
神室ダム貯水池	ダムサイト	0.041			

トリハロメタン生成能とは？

トリハロメタンとは、水道原水に含まれる有機物と、消毒剤に含まれる塩素が化学反応を起こすことにより生成される物質で、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの4種の化合物の総称である。トリハロメタンは発がん性があると言われている。

トリハロメタン生成能とは、一定条件下で塩素処理を行ったときに生成されるトリハロメタンの量で、トリハロメタンの生成のしやすさの指標となるものである。

3 今後の対応

- (1) カドミウムが環境基準値を超過した背坂川については、関係機関を通して、利水者への情報提供、適切な水利用の周知等を行っており、引き続き常時監視を行い健康被害の未然防止に努めていく。
- (2) 生活環境項目（BOD）が環境基準を達成しなかった新井田川については、海水の遡上や事業場排水の影響が考えられることから、事業場等への指導・啓発を行っていく。
- (3) 今後も、工場排水の監視・指導とともに下水道及び合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備などの水質汚濁防止対策を推進する。

令和2年度地下水水質測定結果

1 地下水水質測定計画に基づく調査

(1) 調査の種類

- 1) 概況調査：地域の全体的な地下水の水質状況を把握するための調査
- 2) 汚染井戸周辺地区調査：概況調査等において地下水汚染が判明した場合に汚染範囲を確認するための調査
- 3) 継続監視調査：汚染地区の地下水質を継続的に監視し、水質の推移を把握するための調査

(2) 調査地点

表－1 地下水水質測定計画調査地点数

調査区分	市町村数	調査地点数
①概況調査	8 (山形市、米沢市、村山地区)	30
②汚染井戸周辺地区調査	3	24
③継続監視調査	19	37
全体	22 市町村	89

(3) 測定項目

人の健康の保護に関する環境基準が定められている、表－2の27項目を測定した。

表－2 水質測定項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、 四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(4) 調査結果

1) 概況調査結果

山形市、米沢市及び村山地区の8市町30地点で実施したところ、表－3の地点及び項目で環境基準値を超過した。

表－3 概況調査の環境基準値超過地点

単位：mg/L

調査地区		項目名	測定結果	環境基準
天童市	川原子	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	10以下
尾花沢市	押切	ふっ素	1.0	0.8以下

2) 汚染井戸周辺地区調査結果

概況調査により汚染が判明した天童市川原子地区及び尾花沢市押切地区、並びに過去に汚染が判明している高畠町根岸地区について、汚染井戸周辺地区調査を実施したところ、表－4の地点及び項目で環境基準値を超過したが、概況調査等で既に汚染が判明している井戸のみであり、周辺井戸で超過はなかった。

表－4 汚染井戸周辺地区調査の環境基準値超過地点

単位：mg/L

調査地区		項目名	測定結果	環境基準
尾花沢市	押切	ふっ素	0.95	0.8以下
高畠町	根岸	クロロエチレン	0.0089	0.002以下

3) 継続監視調査結果

山形市等19市町村の37地点で実施したところ、表－5から表－9の地点及び項目で環境基準値を超過した。

自然由来の汚染と考えられる砒素、ふっ素及びほう素については、同程度の濃度レベルで推移している地点が多い。

また、人為汚染である有機塩素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についても、同程度の濃度レベルで推移している。

表－5 砒素の環境基準値超過地点

単位：mg/L

調査地区		測定結果(年平均値)		環境基準
		令和2年度	平成28年度(注)	
山形市	漆山2	0.012	0.006 (R1)	0.01以下
	飯田西	0.020	0.022 (R1)	
天童市	久野本	0.026	0.025	
米沢市	木場町	0.040	0.028	
	長手	0.020	0.021	
南陽市	元中山	0.011	0.021	
川西町	上小松2	0.036	0.032	
	高山	0.057	0.063 (R1)	

注) 自然由来であり4年ごとの測定のため、前回の平成28年度の測定結果を記載
ただし、山形市及び川西町高山地区は令和元年度の測定結果

表－6 有機塩素化合物の環境基準値超過地点

単位：mg/L

調査地区		項目名	測定結果(年平均値)		環境基準
			令和2年度	令和元年度	
米沢市	大町	テトラクロエチレン	0.015	0.022	0.01以下
	中央		0.014	0.015	
長井市	今泉	クロロエチレン	0.019	0.015	0.002以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.22	0.13	0.04以下
高畠町	根岸	クロロエチレン	0.025	0.038	0.002以下
白鷹町	荒砥乙	クロロエチレン	0.011	0.0016	0.002以下

表一 7 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値超過地点

単位：mg/L

調査地区		測定結果(年平均値)		環境基準
		令和2年度	令和元年度	
鶴岡市	下川	15	14	10以下
酒田市	浜中	11	12	
酒田市	十里塚	12	9.8	
遊佐町	藤崎	13	5.6	

表一 8 ふっ素の環境基準値超過地点

単位：mg/L

調査地区		測定結果(年平均値)		環境基準
		令和2年度	令和元年度	
山形市	新開	0.99	1.1	0.8以下
	飯田西	1.1	1.8	

表一 9 ほう素の環境基準値超過地点

単位：mg/L

調査地区		測定結果(年平均値)		環境基準
		令和2年度	令和元年度	
山形市	飯田西	3.1	2.9	1以下

2 地下水汚染対策調査

(1) 調査の概要

事業者等が地下水汚染対策を行っている地区において、水質の推移を把握するため継続して調査を行っている。

(2) 調査地点

表一 10 地下水汚染対策調査地点数

調査地区	測定項目	調査地点数
東根市蟹沢地区	トリクロロエチレン等	11
米沢市大町・中央地区	テトラクロロエチレン等	8
鶴岡市西郷・酒田市浜中地区	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	9
遊佐町藤崎地区	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	5
地点数計		33

(3) 測定項目

表一 2の測定項目のうち、各対策地区において汚染が判明している項目及び関連項目を測定した。

(4) 調査結果

1) 東根市蟹沢地区

一般井戸4地点、観測井戸7地点の11地点でトリクロロエチレン等の有機塩素化合物の測定を行った結果、全ての地点で環境基準値を満たしていた。

2) 米沢市大町・中央地区

一般井戸8地点でテトラクロロエチレン等の有機塩素化合物の測定を行った結果、テトラクロロエチレンについて3地点で環境基準値を超過した(表-11)。

汚染判明以降はほぼ横ばいで推移しており、環境基準値超過の状況が続いている。

表-11 米沢市大町・中央地区の環境基準値超過地点

単位: mg/L

調査地区		項目名	測定結果(年平均値)		環境基準
			令和2年度	令和元年度	
米沢市	大町5	テトラクロロエチレン	0.015	0.022	0.01以下
	中央3		0.014	0.015	
	中央5		0.015	0.015	

3) 鶴岡市西郷・酒田市浜中地区

一般井戸9地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定を行った結果、4地点で環境基準値を超過した(表-12)。

汚染判明以降はほぼ横ばいで推移しており、環境基準値超過の状況が続いている。

表-12 鶴岡市西郷・酒田市浜中地区の環境基準値超過地点

単位: mg/L

調査地区(地点番号)		項目名	測定結果(年平均値)		環境基準
			令和2年度	令和元年度	
鶴岡市	下川(鶴-21)	硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	15	14	10以下
	浜中(酒-3)		12	8.3	
酒田市	浜中(酒-5-2)		15	16	
	浜中(酒-11)		11	12	

4) 遊佐町藤崎地区

一般井戸5地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定を行った結果、1地点で環境基準値を超過した(表-13)。

表-13 遊佐町藤崎地区の環境基準値超過地点

単位: mg/L

調査地区(地点番号)		項目名	測定結果(年平均値)		環境基準
			令和2年度	令和元年度	
遊佐町	藤崎(遊-48)	硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	13	5.6	10以下

3 今後の対応

汚染地区については、市町村と連携を図りながら、住民に対し地下水を飲用しないよう引き続き指導するとともに、次の対策を実施していく。

(1) 砒素、ふっ素及びほう素

周辺に汚染源となる事業場がなく、汚染原因は自然的要因と考えられることから、定期的に水質の監視を行っていく。

(2) 有機塩素化合物

汚染原因者等に対し引き続き汚染対策を指導するとともに、今後も汚染対策の効果を検証するために継続して水質の監視を行っていく。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

農地への過剰施肥及び生活排水の地下浸透が主な汚染原因と考えられることから、総合支庁内に関係課及び関係機関からなる対策会議を設置し、連携して汚染防止対策を講ずるとともに、その効果を検証するために、今後も継続して水質の監視を行っていく。

令和2年度環境中ダイオキシン類測定結果

1 測定内容

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の一般環境や発生源周辺におけるダイオキシン類の汚染状況を把握するため、山形県、国土交通省及び市が分担して、11市町の延べ49地点（県28、国10、市11）において、大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌中のダイオキシン類の測定を行った。

2 測定結果

(1) 大気

6市の一般環境6地点で測定した結果は、表-1のとおりであり、全ての地点で大気環境基準を達成した。

表-1 大気中のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/m³

地域分類	調査地点数	測定値（最小～最大）	環境基準
一般環境	6	0.0040～0.018	0.6以下

測定地点名（注1）		採取年月日	測定値	年平均値（注2）
1	酒田市若浜町 （酒田若浜局）	R2. 8. 5～12（夏季）	0.014	0.014
		R2. 12. 3～10（冬季）	0.014	
2	新庄市大手町 （最上検診センター）	R2. 7. 29～8. 5（夏季）	0.014	0.015
		R2. 12. 4～11（冬季）	0.016	
3	東根市中央 （さくらんぼタントクルセンター）	R2. 7. 31～8. 7（夏季）	0.013	0.016
		R2. 12. 4～11（冬季）	0.018	
4	山形市北部公民館 ※ （山形市宮町）	R2. 8. 20～28（夏季）	0.0084	0.0063
		R2. 12. 15～22（冬季）	0.0042	
5	鶴岡市民プール ※ （鶴岡市馬場町）	R2. 8. 4～11（夏季）	0.0044	0.0042
		R2. 12. 14～21（冬季）	0.0040	
6	長井市立長井小学校 ※ （長井市ままの上）	R2. 9. 1～8	0.0052	0.0052

注1) ※印は市が実施、無印は県が実施した地点

注2) 年平均値で環境基準値との比較

(2) 公共用水域（水質、底質）

河川、湖沼及び海域の公共用水域で水質及び底質を測定した結果は、表-2及び表-3のとおりであり、全ての地点で水質及び底質の環境基準を達成した。

表-2 公共用水域のダイオキシン類測定結果（水質）

単位：pg-TEQ/L

区分	調査地点数	測定値（最小～最大）	環境基準
公共用水域水質	16	0.066～1.1	1以下

区分	水域名	地点名 (注1)	所在地	採取年月日	測定値	年平均値 (注2)	
河川	犬川	犬川橋	東置賜郡川西町大字東大塚地内	R2. 8.20	1.1	0.63	
				R2.11. 6	0.17		
	置賜野川	野川橋	長井市成田地内	R2. 6. 1	0.11	0.11	
	村山野川	最上川合流前	東根市大字野田地内	R2. 6.24	0.27	0.27	
	日向川	日向橋	酒田市穂積地内	R2. 6.18	0.089	0.089	
	青竜寺川	青山橋	東田川郡三川町大字青山地内	R2. 6.18	0.19	0.19	
	温海川	温海橋	鶴岡市温海地内	R2. 6. 5	0.066	0.066	
	鼠ヶ関川	蓬莱橋	鶴岡市鼠ヶ関地内	R2. 6. 5	0.066	0.066	
	立谷川	灰塚橋※1	山形市大字灰塚地内	R2. 8.17	0.099	0.099	
	須川	睦合橋※1	山形市蔵王成沢地内	R2. 8.17	0.10	0.10	
	最上川		基点橋 ※2	村山市大字河島地内	R2.10.19	0.26	0.26
			砂越※2	東田川郡庄内町榎木地内	R2.10.15	0.078	0.078
			両羽橋 ※2	酒田市落野目地内	R2.10.15	0.076	0.076
赤川	新川橋(浜中) ※2	酒田市浜中宇小浜地内	R2.10.15	0.074	0.074		
湖沼	長井ダム	ダムサイト※2	長井市大字平野地内	R2.10.8	0.067	0.067	
海域	酒田港第1区域	No. 6	(N38° 55' 39" E139° 48' 27")	R2. 6. 1	0.073	0.073	
	酒田港第4区域	No. 9	(N38° 57' 22" E139° 49' 02")	R2. 6. 1	0.073	0.073	

注1) ※1印は市、※2印は国(国土交通省)、無印は県が実施した地点

注2) 年平均値で環境基準値との比較

表-3 公共用水域のダイオキシン類測定結果(底質)

単位:pg-TEQ/g

区 分	調査地点数	測定値(最小～最大)	環境基準
公共用水域底質	16	0.073 ～ 13	150以下

区分	水域名	地点名 (注1)	所在地	採取年月日	測定値	年平均値 (注2)	
河川	犬川	犬川橋	東置賜郡川西町大字東大塚地内	R2.6.1	0.54	0.54	
				R2.6.1	0.75	0.75	
	置賜野川	野川橋	長井市成田地内	R2.6.1	0.75	0.75	
	村山野川	最上川合流前	東根市大字野田地内	R2.6.24	1.3	1.3	
	日向川	日向橋	酒田市穂積地内	R2.6.18	0.15	0.15	
	青竜寺川	青山橋	東田川郡三川町大字青山地内	R2.6.18	0.18	0.18	
	温海川	温海橋	鶴岡市温海地内	R2.6.5	0.14	0.14	
	鼠ヶ関川	蓬莱橋	鶴岡市鼠ヶ関地内	R2.6.5	0.18	0.18	
	立谷川	灰塚橋※1	山形市大字灰塚地内	R2. 8.17	0.065	0.065	
	須川	睦合橋※1	山形市蔵王成沢地内	R2. 8.17	0.073	0.073	
	最上川		基点橋 ※2	村山市大字河島地内	R2.10.19	0.34	0.34
			砂越※2	東田川郡庄内町榎木地内	R2.10.15	2.0	2.0
			両羽橋 ※2	酒田市落野目地内	R2.10.15	3.6	3.6
赤川	新川橋(浜中) ※2	酒田市浜中宇小浜地内	R2.10.15	0.22	0.22		
湖沼	長井ダム	ダムサイト※2	長井市大字平野地内	R2.10.8	2.9	2.9	
海域	酒田港第1区域	No. 6	(N38° 55' 39" E139° 48' 27")	R2.6.1	13	13	
	酒田港第4区域	No. 9	(N38° 57' 22" E139° 49' 02")	R2.6.1	6.5	6.5	

注1) ※1印は市、※2印は国(国土交通省)、無印は県が実施した地点

注2) 年平均値で環境基準値との比較

(3) 地下水

2市の2地点で測定した結果は、表-4のとおりであり、水質環境基準を達成した。

表-4 地下水のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/L

区 分	調査地点数	測定値	環境基準
地下水質	3	0.034 ~ 0.055	1 以下

測定地点		採取年月日	測定値	年平均値
東根市	東根市蟹沢	R2. 6. 9	0.055	0.055
山形市	山形市旅籠町 ※	R2. 8.17	0.044	0.044
鶴岡市	鶴岡市馬場町 ※	R2. 8. 4	0.034	0.034

注) ※印は市が、無印は県が実施した地点

(4) 土 壤

米沢市、庄内町及び山形市の発生源周辺の8地点で測定した結果は、表-5のとおりであり、全ての地点で土壌環境基準を達成した。

表-5 土壌中のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/g

地域分類	調査地点数	測定値 (最小～最大)	環境基準
発生源周辺	8	0.017 ~ 22	1,000 以下

地 点 名		所 在 地	採取年月日	測 定 値
1	直江堤公園	米沢市大字赤崩	R2.10.12	2.5
	九里学園高等学校野球場	米沢市直江石堤	R2.10.26	0.017
	山上コミュニティセンター	米沢市大字関根	R2.10.12	0.045
2	三人谷地児童遊園	庄内町余目字三人谷地	R2.10.22	1.2
	余目第三公民館	庄内町余目字藤原野	R2.10.19	6.5
	八幡公園	庄内町余目字大塚	R2.10.19	3.0
3	立谷川中央緑地※	山形市大字漆山	R2. 8.17	2.0
	十文字グラウンド※	山形市十文字	R2. 8.17	22

注) ※印は市が、無印は県が実施した地点

3 今後の対応

引き続き、環境中のダイオキシン類の状況を計画的に監視していく。なお、焼却施設の設置者に対し、排出ガスの測定及び排出基準の遵守等適切な維持管理を指導していく。

令和2年度廃棄物焼却炉等の設置者による排ガス等に含まれるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者は、排出ガス及び排出水中のダイオキシン類を年1回以上測定し、その結果を県に報告することとされている。令和2年度の測定結果の概要は表-1のとおりである。

1 特定施設設置者の測定結果

(1) 大気関係

全99施設のうち、建設中、通年休止等により測定義務のない施設は15施設で、測定結果の報告が必要な84施設から測定結果の報告があった。

自主測定の結果は、2施設で排出基準を超過した。このうち1施設は老朽化のため廃止しており、1施設は改善を行うため、現在施設を休止している。

(2) 水質関係

全16施設のうち、施設からの汚水の排出がないため測定義務のない施設は15施設で、測定結果の報告が必要な1施設から報告があり、基準を遵守していた。

表-1 令和2年度測定結果の概要

単位：大気関係 ng-TEQ/m³
水質関係 pg-TEQ/L

施設の種類及び区分			施設数	休止等施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	測定結果	排出基準値
大気関係	新設	4t/h以上	6	0	6	1	0	0.0026、0.000000045	0.1
						5	0	0.000093 ~ 0.29	1
		2~4 t/h	6	1	5	4	0	0.00021 ~ 0.85	1
						1	0	0.0034	5
		2t/h未満	61	9	52	52	0	0.00000013 ~ 3.8	5
	既設	4t/h以上	2	0	2	0	0	—	1
						2	0	0.000067 ~ 0.0016	5
		2~4 t/h	2	2	0	0	0	—	5
		2t/h未満	22	3	20	20	0	0.00009 ~ 120	10
	計			99	15	84	84	0	—
水質関係	廃棄物焼却炉関係施設(廃ガス洗浄施設等)		16	15	1	1	0	0.012	10
	計		16	15	1	1	0	—	—
総計			115	30	85	85	0	—	—

- 「新設」は、H12.1.15以降(焼却能力が200kg/h以上の廃棄物焼却炉はH9.12.2以降)の設置施設を示す。
- 休止等施設数は、建設中、通年休止等で測定義務のない施設を示す。